

地域・職域保健実務者会議設置要領

(設置の目的)

第1条 健康都市大阪の実現に向けて、関係部局及び関係団体の緊密な連携・協力を確保し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21」(以下、「計画」という。)における働く世代の健康づくりの取組を推進するため、「地域・職域保健実務者会議」(以下、「実務者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 実務者会議は、計画の推進に必要な事項について協議を行う。

(組 織)

第3条 実務者会議は、別表に掲げる関係部局及び関係団体に属する委員をもって構成する。

2 事務局は、専門的知見を有する外部有識者等を実務者会議に招へいすることができる。

(運 営)

第4条 実務者会議の運営は、事務局が行う。

(庶 務)

第5条 実務者会議の事務局は、健康局健康推進部健康づくり課に置く。

附 則 この要領は、令和8年6月16日から施行する。

地域・職域保健実務者会議 委員

健康局健康推進部健康づくり課 医務主幹（医科）

健康局健康推進部健康づくり課 医務主幹（歯科）

健康局健康推進部健康づくり課 担当係長（事務）

健康局健康推進部健康づくり課 担当係長（保健師）

こころの健康センター 担当係長（事務）

こころの健康センター 担当係長（保健師）

福祉局生活福祉部保険年金課 担当係長（事務）

福祉局生活福祉部保険年金課 担当係長（保健師）

厚生労働省天満労働基準監督署 健康課長

全国健康保険協会大阪支部企画総務部保健グループ グループ長

独立行政法人労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター 産業保健専門職

独立行政法人労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター業務課 業務課長